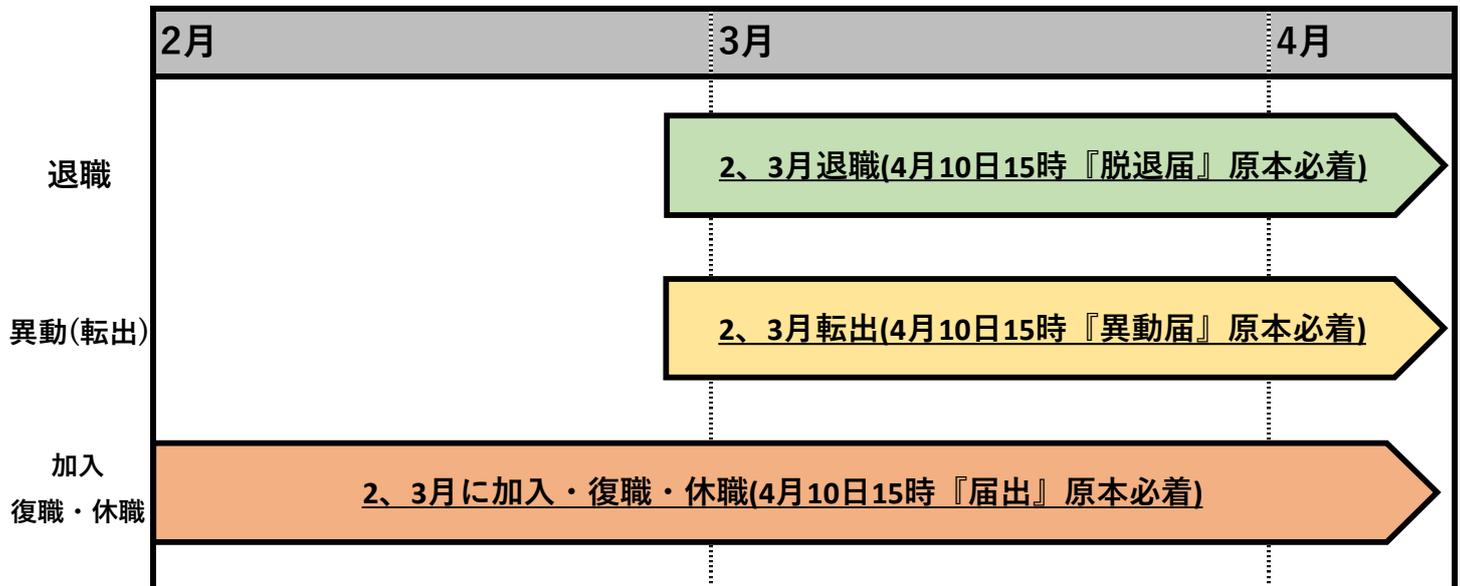


⚠ 年度末のご注意 ⚠

- 届出書類の遡り期間は、通常2か月ですが、**年度を越えての遡りは出来ません。**



令和7年3月分の届出書類の締切日は4月10日(木)15時、原本必着です！！

昨今の郵便事情も考慮し、必ず上記期日の15時までに到着する
発送方法でご送付ください。

**3月退職、3月異動(転出)の届出の締切日も
4月10日(木)15時
原本必着ですのでご注意ください。**

- 期日に間に合わなかった場合には、届出書類通りの処理ができなくなります。

例) 4月10日(木)15時までに、3月退職者の届出書類が到着しなかった場合
⇒4月分の掛金を請求させていただき、4月末退職処理になります。

例) 4月10日(木)15時までに、3月末転出、4月転入者の届出書類が到着しなかった場合
⇒異動は成立しません。旧施設で退職手続きをしていただきます。旧施設に4月分の
掛金を請求させていただき、4月末退職処理になります。

ご提出の前にご確認ください！

●『旧様式』での届出は、受付できません。

退職・異動について『旧様式』での届出が散見されております。『旧様式』で届出をご提出の場合、新様式で再提出をお願いすることとなり、手続きまでに時間を要し、届出書類通りの処理ができなくなってしまう場合もございますのでご注意ください。
なお、最新の様式は共助会ホームページからご確認ください。

●異動手続きのトラブルが多くなっております。

異動の手続きは、掛金を継続して納入していただくことで成立します。

<異動が成立しない事例>

- 旧施設を転出後、新施設での転入までに1ヶ月の期間が空いてしまった。
- 旧施設の転出時に加入者本人に「異動届」を渡していたが、本人が紛失してしまった。
- 加入者本人が「異動届」を新施設の事務担当者に渡し忘れてしまい、共助会の提出期限に間に合わなかった。
- 共助会に加入している施設へ異動するのに、旧施設で退職手続きをしてしまった。

上記のような事例の場合、旧施設から、退職届を提出しなくてはいけなくなったり、届出書類通りの処理ができなくなってしまう場合もございますので、**異動届をご提出の際には、旧施設と新施設の事務担当者様の間で連絡を取り合い、スケジュールや手続きについて、お打合せをされることをお勧めいたします。**